

低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料について

低炭素建築物建築物新築等計画認定の申請手数料は、神奈川県手数料条例第2条 別表の8 県土整備局関係に 定められています。

◆ 申請単位について

			複合建築物の住宅又は非住宅				
	0	2	8	4	6	6	
申	戸建	共同住宅	複合建築物非住宅		複合建築物の住宅全体	複合建築物の 非住宅全体	
請単	住宅	住戸 住戸 同 住	住戸 住戸 同 住	非住宅	住戸 住戸 同 住	住戸 住戸 同 住	
位		住戸 住戸 の 共	住戸 住戸 の 共		住戸住戸の共	住戸住戸の共	
		住戸 住戸 部 分	非住宅部分		非住宅部分	非住宅 部分	

一 …申請部分

◆ 申請手数料について

◇ 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

申請手数料は、次のとおり申請区分に応じて算出した金額となります。(ただし、申請部分の評価方法により金額が異なります。(表1及び表2参照))

・申請単位 **①** ··· A

・申請単位 ②、⑤ ··· A (住戸部分+共用部分)

・申請単位 **3** ··· A+B((住戸部分+共用部分)+非住宅部分)

・申請単位 **4**、**6** … B

表1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(性能基準、標準入力法・主要室入力法、BEST)

10						NIJA DEOTI	
単位		認定申請に係る建築物の 申請部分の床面積※1 (申請区分)			A部分の評価方法:性能基準		
	6				B部分の評価方法:標準入力法・主要室入力法、BEST		
1.1.					適合証等添付有認定申請書※2	適合証等添付無認定申請書※3	
A (住宅部分)	戸		~	200m ² 未満	4,700円	34,000円	
	建	200m ²	~		4,700円	38,000円	
	共		~	300m ² 未満	9,400円	69,000円	
	同	300m ²	~	2,000m ² 未満	20,000円	120,000円	
	住宅	2,000m ²	~	5,000m ² 未満	45,000円	200,000円	
	等	5,000m ²	~		81,000円	280,000円	
B(非住宅部分)			~	300m ² 未満	9,400円	230,000円	
		300m ²	~	1,000m ² 未満	16,000円	290,000円	
		1,000m ²	~	2,000m ² 未満	27,000円	370,000円	
		2,000m ²	~	5,000m ² 未満	80,000円	530,000円	
		5,000m ²	~	10,000m ² 未満	130,000円	650,000円	
		10,000m ²	~	25,000m ² 未満	160,000円	770,000円	
		25,000m ²	~		200,000円	870,000円	

※1…認定手数料は、表に示す申請区分に応じた金額となる。

※2…事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合

※3…※2以外のもの

表2 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(誘導仕様基準、モデル建物法)

畄		認定申請に	(係る)	建築物の	A部分の評価方法:誘導仕様基準		
単位	l e	申請部分の床面			B部分の評価方法:モデル建物法		
1					適合証等添付有認定申請書※2	適合証等添付無認定申請書※3	
∢ (住宅部分)	戸		~	200m ² 未満	4,700円	17,000円	
	建	200m ²	~		4,700円	19,000円	
	共		~	300m ² 未満	9,400円	33,000円	
	同住	300m ²	~	2,000m ² 未満	20,000円	57,000円	
	宅	2,000m ²	~	5,000m ² 未満	45,000円	100,000円	
	等	5,000m ²	~		81,000円	160,000円	
			~	300m ² 未満	9,400円	87,000円	
B		300m ²	~	1,000m ² 未満	16,000円	110,000円	
(非住宅部分)		1,000m ²	~	2,000m ² 未満	27,000円	150,000円	
		2,000m ²	~	5,000m ² 未満	80,000円	240,000円	
		5,000m ²	~	10,000m ² 未満	130,000円	310,000円	
		10,000m ²	~	25,000m ² 未満	160,000円	370,000円	
		25,000m ²	~		200,000円	440,000円	

- ※1…認定手数料は、表に示す申請区分に応じた金額となる。
- ※2…事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合
- ※3…※2以外のもの

◇ 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料

低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料は、表1及び表2に示す各申請区分の金額に1/2を乗じた額となります。

◇ 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料

建築基準関係規定適合審査を申し出て、(変更)認定申請をする場合の手数料は、表1及び表2に基づき算定した認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となり、構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料も加算します。なお、構造計算適合性判定を要する場合の相当手数料の額は表3に示す額で算定いたします。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た(変更)認定手数料】= [(変更)認定手数料] + [確認申請の手数料※] (※構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料を含む)

表3 構造計算適合判定を要する場合の相当手数料

構造計算適合性判定を要する建築物 又は建築物の部分の床面積	構造計算が認定プログラム を使用している場合	構造計算が国土交通大臣 が定めた方法による場合
1,000㎡以下	118,560円	171,480円
1,000㎡超え2,000㎡以下	147,720円	228,720円
2,000㎡超え10,000㎡以下	161,760円	262,200円
10,000㎡超え50,000㎡以下	204,960円	346,440円
50,000㎡超え	347,520円	636,960円

◆ 低炭素建築物新築等計画認定に関するお問合せ先

低炭素建築物新築等計画認定に関するご相談・お問合せは、下記の連絡先までお問合わせください。

■低炭素建築物新築等計画認定に関するお問合せ先■

神奈川県 県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎11階

電話番号: 045-210-6242 FAX: 045-210-8884